

令和3年度（2021年度）第4回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2021年10月14日（木）午後1時30分開会  
場 所：北海道第二水産ビル 4階 4F会議室

## 1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第4回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

私は、進行を務めさせていただきます石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が3名、オンラインでの出席は、9名の予定ですが、今のところは7名ということで、合わせて10名のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

## 2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ちまして、環境計画担当課長の佐々木よりご挨拶を申し上げます。

○佐々木環境計画担当課長 環境計画担当課長の佐々木でございます。

本日も、お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。

9月までの緊急事態宣言の解除に伴い、10月1日から新型コロナウイルス感染症の再拡大防止特別対策が実施されておまして、今回の審議会も一部オンライン会議とさせていただきます。ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解をいただければと思います。

最初に、本会をもちまして、三谷委員がご退任されることとなります。三谷委員におかれましては、平成23年から11年間と、長きにわたり本道の環境影響評価制度の適切な運用にご尽力いただきましたことに、感謝を申し上げます。長い間、どうもありがとうございました。

さて、本日の予定議事ですが、ご案内のとおり、風力発電事業について、配慮書が2件と、アセス制度の見直しについての三つの議事となっており、配慮書の2件につきましては、新規の新瀬棚の案件と、答申文などをご審議いただきます清陵の案件を予定しているところでございます。

また、議事（3）のアセス制度の見直しにつきましては、前回の審議会で情報提供させていただいておりますが、国では、今日1日、閣議決定により政令を改正いたしまして、環境影響評価法に基づく風力発電事業の第1種事業を1万キロワットから5万キロワットに緩和するなどの規模要件の拡大が図られたところでございます。

改正された内容については、後ほどご説明させていただく予定ですが、国では、他の事業との公平性の観点からこの規模としたこと、また、国の有識者の検討会におきましては、風力発電所による環境への影響は、事業の規模に加え、立地によるところが大きいという

指摘もあったと存じ上げておりますので、こうした背景などにもご考慮いただき、道条例が対象とする風力発電事業の規模について、ご審議いただければと考えております。

本日も効率的な会議運営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、よろしくお願いいたします。

#### ◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） 次に、審議会の運営についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言は、先月末をもって解除されましたが、引き続き、感染の再拡大の防止を図っていく必要がございます。本日は、オンラインの併用とはいえ、対面形式での開催となりますが、当審議会は今後も審議が続くことから、事務局としても効率的な議事運営に努めますとともに、当面の間、一般傍聴者については、人と人の距離を確保するための定員の削減、体調に不良のある方の入場の制限、マスクの着用や手指消毒の徹底などを行い、感染防止の取組に配慮した形で開催してまいりたいと考えております。

なお、今後の状況等を踏まえ、感染拡大防止の観点から開催方法を変更することもあり得ますので、ご了承願います。

それでは、お手元にお配りしました資料について確認いたします。

なお、オンラインで参加の委員の皆様には、事前にお送りしております。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1と2、資料2-1から4、資料3-1から5となっております。なお、資料2-2は、非公開資料であり、配付は委員限りとさせていただきます。

配付漏れはございませんか。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、諮問事項を含めて、3件でございます。

議事（1）は、1回目の審議となります（仮称）新瀬棚臨海風力発電所計画段階環境配慮書についてです。緑色の図書で、株式会社ジェイウインドの事業です。事務局からは、事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事（2）は、2回目の審議となり、本日の答申を予定しております（仮称）清陵風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。黄色の図書で、オリックス株式会社の事業です。事務局からは、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、35分程度を予定しております。

議事（3）は、新たな諮問事項となります北海道環境影響評価制度の見直しについてです。事務局からの説明として15分程度を予定しておりますが、その後に行います皆様の審議は、特に時間を設けず、できるだけ多くの委員の方のご意見やご質問を伺いたいと考

えております。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は露崎会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

### 3. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

それでは、議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名いたします。

本日は、鈴木委員と先崎委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○先崎委員 大丈夫です。

○鈴木委員 大丈夫です。

○露崎会長 ご両名には、後日、事務局が取りまとめた議事録の内容を確認していただくこととなりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事(1)は、本日が1回目の審議となります(仮称)新瀬棚臨海風力発電所計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局(菅原主任) 事務局の菅原でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、着席して説明させていただきます。

まずは、図書を用いまして、事業概要の説明を行います。

事業者は、表紙に記載がありますとおり、株式会社ジェイウインドとなります。

本配慮書は9月9日付で受理いたしまして、本審議会には9月13日付で諮問させていただいております。なお、知事意見は、事業者から12月8日までを期限として求められております。

配慮書の縦覧期間は9月10日から11月1日までとなっております。現在、事業者ホームページ及び檜山振興局の環境生活課内、また、せたな町の庁舎等で縦覧可能となっております。一般意見の募集も11月1日まで受け付けております。

それでは、初めに、事業内容についてご説明いたします。

まず、配慮書の4ページをご覧ください。

事業実施想定区域の位置については、久遠郡せたな町となっております。区域の面積は約346.4ヘクタールとなっております。

次に、8ページをご覧ください。

事業実施想定区域の現況写真となりますが、上の①の大きな写真の中央部に風車が6基写っているかと思えます。これが瀬棚臨海風力発電所でございます。本事業は、既設の風力発電所の建て替え、いわゆるリプレース事業の計画となっております。

次に、1枚めくりまして、10ページ、11ページをご覧ください。

本事業は、単機出力4,000キロワット程度の風力発電機を最大3基設置する計画であり、総出力は最大1万2,000キロワットとなっております。現在は2,000キロワットの風車が6基設置されておりますので、単機出力が増加し、設置数が減少することになります。

図中に既設風力発電施設が1号機から6号機まで示されているかと思いますが、変電施設及び送電施設等に関しては、既設の風力発電所の設備を利用、もしくは、更新利用を想定しています。

1枚戻っていただいて、9ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですが、ローター直径は約117メートル、高さは約170メートル程度となっております。現在設置されている風車の大きさも併せて記載されておりますが、現在の風車のローター直径は80メートル、高さは107メートルとなっております。

次に、14ページをご覧ください。

既設風力発電施設の周辺に事業実施想定区域を設定しておりますが、1号機及び4号機では、風車の影に伴う苦情がありました。6号機では、オオワシのバードストライクが発生しておりまして、それぞれ、その位置での建て替えは避けることとしております。既設風力発電機の撤去も伴うことから、事業実施想定区域に含まれていることとし、建て替え後の風車の設置位置については、今後検討することとしております。

次に、17ページ、18ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の他事業についてです。稼働中の事業は、瀬棚町洋上風力発電所の風海鳥と、せたな大里ウインドファームの2事業、計画中の事業は、北檜山ウインドファーム事業、檜山エリア洋上風力発電事業、せたな太櫓ウインドファーム事業の3事業でございます。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物についてです。

48ページから50ページをご覧ください。

環境省のEADASのセンシティブティマップでは、事業実施想定区域の大部分を含むメッシュで、重要種であるチュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシが確認され、注意喚起レベルA3に該当しているほか、ウミネコ、シロカモメなど、大型カモメ類、カモメ科の一種が洋上分布として確認され、注意喚起レベル2に該当しています。

次に、植物についてです。

56ページをご覧ください。

図3.1-16は、現存植生図における区域の植生でございます。事業実施想定区域内の比較的面積の広い群落としては、畑地、牧草地等が分布しています。また、区域内の既設風車の6号機の付近等は、砂丘植生が分布しております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場についてです。

64ページから66ページをご覧ください。

事業実施想定区域の南北に近接して、狩場茂津多道立自然公園が存在しております。また、事業実施想定区域内には、先ほども申し上げたとおり、植生自然度10の砂丘植生が存在しているほか、飛砂防備保安林及び保健保安林が存在しております。

次に、景観についてです。

69ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点の状況についての図となります。また、眺望点については、ページが大きく飛びますが、203ページの表4.4-25の主要な眺望景観の変化の程度の予測結果をご覧ください。先ほどの69ページの図に示されていたそれぞれの眺望点における事業実施想定区域からの方向及び距離と、風力発電機の垂直視野角の最大見込みが示されております。垂直視野角が最も大きくなるのは、事業実施想定区域のすぐそばにある後志利別川の河口部分であり、109.6度となっております。また、立象山の展望台からは12.5度、三本杉海水浴場からは8.3度となっております。

次に、ページを戻っていただきまして、96ページをご覧ください。

住宅等の位置についてです。

図のピンク色の点が住居ですが、事業実施想定区域に近接して、多数の住居が存在しております。また、1ページ戻っていただき、95ページをご覧くださいと、最も近い学校等の配慮が特に必要な施設は、瀬棚中学校で350メートルとなっております。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

148ページをご覧ください。

こちらは選定の表となります。影響要因の区分の工事の実施による環境影響については、配慮書段階では工事計画等の策定ができるような熟度でないものの、方法書以降で環境保全措置を検討することによって、環境影響の回避または低減が可能との考えから選定されていません。土地または工作物の存在及び供用については、陸上風力発電事業に係る項目はおおむね選定されております。

次に、152ページ、153ページをご覧ください。

こちらの表は、調査、予測及び評価の手法について、選定した環境要素の区分ごとにまとめられております。

続いて、少し飛びまして、210ページ、211ページをご覧ください。

こちらは評価の結果を整理した表となっておりますが、選定されている全要素で重大な影響が実行可能な範囲内で回避または低減されていると評価されております。しかしながら、騒音や風車の影について、事業実施想定区域から2キロメートル未満の区域に、環境保全上特に配慮が必要な施設が11か所、住宅が1,234軒存在するなど、影響が生じる可能性があるとしているほか、主要な眺望点のうち、後志利別川の河口、三本杉海水浴場、立象山展望台の3地点では、風力発電機に対して圧迫感を感じる等の影響が生じる可能性があるとしているなど、環境影響が懸念される内容についても記載されてございます。

以上が事業の概要説明となります。

続きまして、資料1-1を用いまして、事務局から図書について1次質問を行い、事業者からいただいた事業者回答の幾つかをご紹介します。

なお、資料1-2については、1次質問の回答の別添資料となりますが、今回の説明には使用いたしませんので、適宜、ご参照ください。

それでは、資料1-1の2ページ目の設問番号2-6をご覧ください。

リプレース前の既設風車の環境影響について質問いたしました。これに対して、事業者からは、あらかじめ計画した事後調査や自主的な環境監視は実施していませんが、風車の影に係る苦情を受け、稼働調整をしたり、オオワシのバードストライクの発生を受け、調査を行ったとのこと。また、風車の影については、稼働調整により重大な環境影響は解決されたとしているほか、バードストライクについては、飛来する鳥の著しい減少が確認された旨の報告等は把握していないことなどから、重大な環境影響は生じていないとのこと。

続きまして、設問番号2-9をご覧ください。

現在の事業実施想定区域が住宅に囲まれているため、騒音や風車の影による影響の回避のための離隔距離について見解を伺いました。これに対して、事業者からは、現況値及び環境影響の予測結果を踏まえ、基準または指針を上回らないことを基本に、慎重に検討を進めるとのこと。

続いて、4ページに飛びまして、設問番号3-18及び設問番号3-19をご覧ください。

事業実施想定区域の周辺の学校や児童福祉施設等及び住宅からの離隔距離を取って、事業実施想定区域から除外すべきではないかということについて、事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者からは、風車の諸元が未定であり、具体的な離隔距離を定義できなかったため、今回は除外していないとのこと。

続きまして、5ページの設問番号4-13をご覧ください。

騒音についてですが、500メートルの範囲内に300軒以上の住宅等が存在しているため、示された方策により全ての保全対象について十分な回避、低減が可能なのか見解を伺いました。これに対して、事業者からは、現時点では全ての保全対象について対応可能となる可能性はあると考えており、重大な環境影響を回避または低減できる計画となるよう検討を進めるとのこと。

続きまして、6ページの設問番号4-19をご覧ください。

風車の影の影響について、重大な影響を回避、低減するための事項の一つとして挙げられております既設の風車までの距離を下回らない配置計画について、風車が60メートル以上高くなる計画であるため、影響の回避、低減には不十分ではないかを伺いました。これに対して、事業者からは、配置によっては十分な回避、低減を図ることができない可能性があるため、第1に、今後の方法書手続以降の調査、予測及び評価の結果等を踏まえ、

住宅からの距離の確保に努めることとしているとのことです。

最後になりますが、7ページの設問番号4-31をご覧ください。

景観への影響について、垂直見込み角が最大109.6度と大幅に基準を超過している中、重大な影響を回避、低減できるとする根拠について質問いたしました。これに対して、事業者からは、配慮書段階では具体的な配置計画が未定であることから、垂直見込み角は最大値のみの記載となっていること、また、今後の配置計画の検討により離隔距離を確保し、垂直見込み角を低減するほか、フォトモンタージュ等も検討しつつ、景観の評価に当たるとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には、事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えてございます。期日が短く、申し訳ありませんが、10月21日、来週の木曜日を期限として、メールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

**○露崎会長** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見を願います。

(「なし」と発言する者あり)

**○露崎会長** ご質問がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

次に、議事(2)に移ります。

本日、2回目の審議となり、答申を予定しています(仮称)清陵風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いします。

**○事務局(五十嵐主事)** 事務局の五十嵐です。よろしくお願いします。

使用します資料は、資料2-1から2-4までとなります。

なお、委員のお手元にお配りしました資料2-2については、説明には使用しませんので、適宜、ご参照ください。

初めに、資料2-1を用いまして、本事業についての2次質問とその事業者回答について、質問を5点ほどに絞ってご説明いたします。

まず、3ページの質問3-18をご覧ください。

こちらは、前回の審議会で笠井美青委員からいただいた質問です。

区域内には、軽石流堆積物などの火山性の地質が分布しており、地質が脆弱であると考えられることから、今後、調査を実施し、対応していくことが重要ではないかと問いました。これに対して、事業者からは、工事の実施前において、風力発電機の設置場所が確定してきた時点で、その周辺の詳細な地質調査を実施し、脆弱部分を把握するとともに、調査の結果、軟弱地盤が確認された場合は、基礎くい打ち等による対策を講じることを検討するとのことです。

次に、8ページの質問4-7をご覧ください。

区域は、国立公園や鳥獣保護区に近接しており、また、IBAやKBAに囲まれ、重要生息地をつなぐ重要な移動経路、希少種の重要な生息地であることが示唆されていることから、希少鳥類や生物多様性への影響について、どのように捉え、保全していくのか、見解を問いました。これに対して、事業者からは、文献、その他の資料による調査では、少ない結果となっているが、把握し切れない現地の生物種の生息及び成育状況について、現地調査を実施の上、しっかりと把握する考えであり、特に希少鳥類等については、専門家の意見を踏まえ、調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置を検討したいとのことです。

次に、同じく8ページの質問4-28をご覧ください。

こちらは、前回の審議会で白木委員からいただいた質問です。

複数の生息環境にまたがる生物については、それぞれの生息環境の変化により影響を受けるため、利用し得る生息環境の全てに当てはめて予測、評価を行うよう求めました。これに対して、事業者からは、方法書以降の手續において、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウなど、複数の生息環境に生息する種は、利用する全ての生息環境における予測、評価を実施するとのことです。

また、こちらに関連しまして、1ページめくっていただき、質問4-30も同様に、河川や海岸を主な生息地とするガンカモ類のうち、オシドリやカワアイサ、シノリガモなどは樹林で繁殖することを指摘しまして、全ての生息利用環境を対象とした予測、評価を実施するとの事業者回答を得ております。

次に、10ページの質問4-36をご覧ください。

溪流性植物は、水量、水質が変化すれば、定着は大きく変化するため、これらの植物生息地上流の改変も避けるべきであり、現時点では、直接改変がないことだけを理由に、影響が生じる可能性がないとは言えないのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、風力発電機の設置範囲は、丘陵地の尾根上に位置していることから、谷底部における土地改変は実施しない方向で進める計画だが、方法書以降の手續において、事業実施に伴う土地の改変等による濁水の発生、河川の水量及び水質への影響を回避、低減するために、風力発電機ヤードへの沈砂池の設置及び排水の林地浸透の取組等の事業計画を検討いたしますとのことです。

次に、同じく10ページの質問4-13をご覧ください。

1次回答では、植物の重要な群落及び重要種の位置を把握し、回避、低減できるよう対策を検討すると述べており、低減として移植等が示されていたことから、2次質問の①として、移植は最終手段であり、回避を最優先に検討すべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、回避、低減、代償の順に検討することを考えているとのことです。

また、質問の②では、連続性を分断するような改変も避けられるよう留意及び調査の実施を求めました。これに対して、事業者からは、分断するような改変を回避するための留

意及び調査を実施していくとのことでした。

資料2-1についての説明は以上といたします。

次に、資料2-3についてご説明いたします。

こちらは関係市長の意見です。

本事業の関係市は、伊達市と千歳市となります。

まず、伊達市長の意見についてです。

配慮書はおおむね妥当だと考えるが、事業の実施及び建設工事に際しては、周辺の環境保全に最大限配慮し、地域住民の理解を得ること、また、今後、必要に応じて、項目及び手法に関し、追加調査、予測及び評価を実施することを求める意見となっております。

次に、千歳市長の意見です。

千歳市長の意見は4項目ございます。

まず一つ目は、動物についての意見です。区域の隣接地では、野生鳥獣の保護と繁殖を図るため、支笏洞爺国立自然公園が設定されており、漁岳を中心に森林生態系保護地域に指定されていることから、支笏湖周辺及び事業実施区域は、希少鳥類をはじめ、希少動物の生息地、行動範囲になっている可能性があるとして、どのような影響を与えるか、専門家の意見の聴取や、他地域での風力発電施設設置後の状況を調査の上、予測及び評価を行い、その影響について回避または低減を図ることを求める意見となっております。

二つ目は、植物についての意見です。

国立公園では植物の伐採が行われないため、直接影響を受けないと推測されるが、植物への間接的な影響がないかを確認し、影響の可能性があれば、回避または低減することを求める意見です。

三つ目は、生態系についてです。

風車の設置により猛禽類の生息数が減少した場合は、公園内における生態系のバランスが崩れることが懸念されるため、影響を回避、低減することを求める意見です。

四つ目は、騒音等についてです。

公園内にはキャンプ場や宿泊施設が存在しており、区域から7キロメートル以上離れているため、距離による減衰が期待できる一方、元来、静穏な環境であるため、詳細な騒音情報を明らかにし、影響の回避、低減を求める意見となっております。

資料2-3については以上とさせていただきます。

続いて、資料2-4の答申文（案）たたき台の説明をいたします。

答申文（案）たたき台については、最近の他の風力発電事業の配慮書の答申等をベースに、審議過程を勘案し、作成しております。

まず、前文ですが、従来と同様、1段落目では事業の概要、2段落目では対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要をそれぞれ整理し、3段落目では、本事業による環境影響を回避するため、総括的事項及び個別的事項に的確に対応することを求めています。

続きまして、1の総括的事項に移ります。

まず、(1)ですが、こちらも従来と同様に、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら、調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを求めています。

(2)は、区域の絞り込みについてですが、内容の説明の前に、本日も欠席の笠井美青委員よりご意見をいただいておりますので、紹介します。4行目の「火山性の表層地質が広く分布していることから」という部分は、「火山性の土壌が表層に広く分布していることから」としたほうがよいのではないかという意見をいただいております、事務局としましても、そのように修正しようと考えております。

では、内容に戻りまして、(2)では、区域の設定や検討過程の説明が分かりにくいことや、風車の設置予定範囲に土石流危険渓流が存在するほか、火山性の土壌などが表層に広く分布していることから、土砂流出の防止にも配慮して、方法書に検討過程について分かりやすく記載することを求めています。

(3)は、相互理解の促進を求める意見となっており、積極的な情報提供や説明に努めることを求めています。

(4)のインターネットを使った利便性の向上に関する意見についてですが、ダウンロードや印刷が本事業では可能とされており、一定の配慮が行われていますが、縦覧期間終了後も継続した公表など、さらなる利便性を求める意見としております。

次に、2の個別的事項です。

まず、(1)の騒音及び風車の影については、区域周辺に住居が存在することから、離隔距離を取るなどにより、影響を回避、低減することを求めています。

(2)は動物についてです。

アでは、区域及びその周辺がIBAに指定されていることや、センシティブティマップでイヌワシの分布情報があること、文献や専門家ヒアリングにおいて、ノスリ等の渡りの情報や、クマタカ等の希少や鳥類、希少なコウモリ類の生息情報があることに触れ、それらへの影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イでは、動物相について、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、影響を回避、低減するよう求めています。

(3)は、植物及び生態系についてです。

アでは、区域内に植生自然度の高いササ群落や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避または低減することを求めています。

イの植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握し、重要な種について適切な方法により予測、評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避、低減することを求めています。

ウの生態系については、専門家等からの助言を得ながら、生態系を特徴づける適切な種を選定し、生息地、生育地の改変を避けることにより、影響を回避、低減することを求めています。

続きまして、最後になりますが、(4)の景観についてです。

アでは、ホームページやパンフレットのみでなく、関係機関等へのヒアリングなどにより、ほかに追加すべき眺望点がないかを改めて検討することを求めています。

イでは、支笏洞爺国立公園に隣接しており、公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

資料の説明については以上になります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

個人的に1点です。

ここの事業は、先ほどのQ&Aのときにも、植物相の文献調査が不十分だったということがありましたが、この答申文では、それはもう忘れて、これから専門家の意見を聞いて、植物相の調査に努めることというふうになっておりますので、配慮書段階で不十分な部分をきちんと補完することというのを問うことはできないのでしょうか。ないほうがいいのであればなくてもいいですけれども、例えば、今後も文献調査を補完していく必要があるとか、そういうことを書くことはできないのですか。

○**事務局(石井課長補佐)** 個別的事項の(3)の植物及び生態系のイの植物相のところで、冒頭に「専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、」と書いておりますが、そこに文献調査をもっとしっかりやれという趣旨を盛り込んだほうがよいというご意見でしょうか。

○**露崎会長** 私的には専門家の助言だけでは不十分だと思っています。

○**事務局(石井課長補佐)** では、そのような方向で加えるよう、再度、修正したいと思います。具体的な文言について何かございますでしょうか。

○**露崎会長** 後で相談させてください。

○**事務局(石井課長補佐)** では、審議会の終了後に会長と具体的に相談させていただきたいと思いますが、ほかの委員の皆様もよろしいでしょうか。

○**露崎会長** よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** それでは、お願いします。

そのほかに、それぞれの分野でもいろいろあると思いますが、答申文(案)たたき台に関してでも、Q&Aの部分でも結構ですので、よろしくお願いします。

○大原委員 Q&Aのところで、昆虫類は風車のブレードにかなりぶつかっていると質問しており、知見がないので、今後、情報収集しますという解答になっているのですが、この答申文には昆虫の一文字も出てきていません。動物相の中では、今まで、バードストライク、バットストライクがかなり注目されてきたのだと思いますが、それだけでは足りないと思いますし、分かっていないことを認めながら、何もそこで述べられないというのはどうかというのが私の意見です。どこまで細かく書けばいいのか分かりませんが、昆虫は鳥やコウモリの餌にもなっており、それがなくなれば、その生き物も当然いなくなると思いますので、何か触れていただければと思います。

○事務局（五十嵐主事） 動物相の中に入っていると認識をしていたのですが、昆虫について、もう一度、図書等で重要な種を確認しながら、個別的事項の動物の中に文言を入れられるよう検討したいと思います。大原委員にもご相談させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○大原委員 よろしく願いいたします。私たち専門家の役目としては、多分、分かっていないところについて、気になっていると言うことが大切だと思っています。結局、この会だけで言って、表に出ないのであれば、専門家としての役割をあまり果たせていないことになると思いますので、できれば、答申書で業者にそういう意識を持っていただくようなアクションをしていただければと思います。

○露崎会長 その点については、後ほどご相談させていただきたいと思います。  
そのほかにございますか。

○先崎委員 まだ慣れないもので、最初に確認させていただきます。

2次質問の回答に対して、また何かあれば、来週の木曜までに委員から質問を出せるということよろしいですか。

○事務局（五十嵐主事） 2次質問が終わった後については、通常、委員からの質問は受け付けておりません。

○先崎委員 では、ここで言うおいたほうが良いということですか。

○事務局（五十嵐主事） お願いします。

○先崎委員 Q&Aの追加4-33の評価結果に対する2次質問で、「猛禽類、ガン類等の渡り鳥の移動ルートにも留意し、」云々という質問があって、75ページの図から示唆されるようにと書いてあります。それに対する1番目の回答として、定点観察法による猛禽類調査、渡り鳥調査とあるのですが、恐らく、夜に定点で観察しても渡り鳥は見られないので、個人的にはこれでは不十分だと思っています。何かそれに対する具体的な手法を検討していただきたいというのが1点です。

また、今、大原委員がおっしゃっていた昆虫についての意見と同様に、答申文の個別的事項の動物のところにも希少種に渡り鳥が入っていないのですが、この地域は、恐らく、夜に渡り鳥がたくさん通過していて、それは方法書の図にも書かれているので、希少鳥類だけではなく、そういった渡り鳥への影響もしっかり評価してほしいということをご

ば入れていただきたいと思います。

○事務局（五十嵐主事） ご意見をありがとうございます。

まず、1点目の調査についてです。アセス事業の調査、予測、評価について、実際にどんな調査をするかというのは、方法書になると記載がされる事項でありますので、今いただいたご指摘は、方法書等が出てきた段階で、Q & Aなどで、再度、事業者に質問させていただきたいと考えております。

○露崎会長 先崎委員の指摘にあった渡り鳥全般についての評価をきちんとできるような調査をすることくらいは、今回の答申に盛り込むことは可能ですか。

○事務局（五十嵐主事） 動物のイの部分に「文献や専門家ヒアリング等によりノスリ等の渡りや」とありますが、この「ノスリ等」としているところで、渡り鳥の評価をちゃんとしてくださいと……。

○先崎委員 渡りの形態が全く異なりまして、ノスリ等の調査だけでは把握できないので、それをやっていただきたいと思いますということです。例えば、小鳥という単語を入れながら渡り鳥というのを入れると、別の調査をやらなければいけないのかなということが伝わると思うのですよね。

○事務局（石井課長補佐） 書き方、表現については、ご相談させていただきたいと思えます。ここの部分は、「詳細な調査を行うこと。」としておりますので、今現在は、その中で、夜間に渡りを行う鳥類というような表現になるのかなと思っております。そういう趣旨を付け加えるということでもよろしいでしょうか。

○先崎委員 そういったことです。よろしくお願いします。

○露崎会長 これに関係することでも、しないことでも結構ですので、ほかにご質問等がございましたら、よろしくお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、本日ご審議いただきました（仮称）清陵風力発電事業計画段階環境配慮書についての答申文（案）たたき台に関しましては、まず、「火山性の表層地質が」を「火山性の土壌の表層に」に変えること、また、事務局と相談の上で、渡り鳥全般への調査をきちんとすることを明示できるような文言を付け加えること、同様に、動物のイについては、動物相の中の昆虫についても調査の必要があることを明示すること、植物については、植物相のさらなる調査をして情報を充実させること等の修正を行った上で、最終的な答申文（案）たたき台とするということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

次に、議事（３）に移ります。

本日１回目の審議となります北海道環境影響評価制度の見直しについてです。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○**事務局（石井課長補佐）** 本件につきましては、まず、審議会への諮問を行わせていただきたいと存じます。

○**佐々木環境計画担当課長** 諮問については、本来、手交という形で対応させていただいているところですが、新型コロナウイルス感染症への対応もごございますので、今回、会長への諮問文の手交は省略させていただき、こちらからその内容を読み上げさせていただきたいと思っております。

北海道環境影響評価審議会会長露崎史朗様。

北海道知事鈴木直道。

表題、北海道環境影響評価制度の見直しについて。

このことについて、令和３年（２０２１年）１０月に環境影響評価法施行令が一部改正され、法の対象となる風力発電所の規模が変更されることを踏まえまして、現行の条例の取扱いを検討することといたしました。つきましては、北海道環境影響評価条例第５６条の規定に基づき、諮問します。

よろしく願いいたします。

○**事務局（石井課長補佐）** それでは、事務局から再び説明をさせていただきます。

この環境影響評価法における風力発電所の対象規模要件を引き上げる環境影響評価法施行令の改正につきましては、前回の審議会でもパブリックコメントを実施することをお知らせしておりました。

先頃、１０月１日にお知らせしたものと同一内容で、法の対象となる風力発電所の規模要件の改正が閣議決定されましたことから、国の規模要件の変更を踏まえ、道の条例の対象とする規模についてご検討いただくため、このたび諮問したところでございます。

資料３－１から３－５に基づいて、これからご説明いたします。

今回の国の改正内容については、前回ご説明したところですが、正式に決まりましたことから、改めてお示しいたします。

道における対応の考え方については、次回の審議会でお示しし、具体的な検討を行っていく考えでありまして、今回は、その前段として、前回と重複する部分もございしますが、今回の国の改正について、その背景と考え方について説明したいと思います。

まず、今回の改正の内容については、資料３－１の環境影響評価法施行令改正の概要に改正の背景とともに簡単に取りまとめておりますが、具体的には、資料３－２以降の資料を用いてご説明させていただきます。

初めに、資料３－２の環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要についてです。

環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模は、今月末の１０月３１日から、第１種

事業、必ずアセスメントを実施するものは、現行の1万キロワット以上から5万キロワット以上に、第2種事業、アセスの必要性を判断するものは、第1種事業の下限の4分の3以上としており、現行の7,500キロワット以上1万キロワット未満から、3万7,500キロワット以上5万キロワット未満と、それぞれ5倍に引き上げ、緩和することとしているところです。

また、資料の上の囲みに「円滑な制度移行のため、所要の経過措置を設ける。」とありますが、この図の下の中ほどの施行日以後、これまで法対象となっていたものの改正により法の対象から外れる事業について、具体的には、7,500キロワット以上3万7,500キロワット未満の範囲に関して、来年9月30日までの間、経過措置を適用することとしております。

裏面をご覧ください。

まず、1の既に法アセス手続を開始している事業については、アセス手続が終了するまで継続して法アセスを適用することになっております。

次に、2の施行日前に法アセス手続を開始していない事業についてですが、①の移行期間中、来年9月30日までに着工しようとする事業については、法の対象から外れても条例の対象となりますことから、道内において該当する案件は発生しないものと考えているところです。

②の移行期間後、来年10月1日以後に着工しようとする事業の場合は、法アセスの手続の必要性について経済産業大臣の判定を仰ぎ、不要となった場合には、道条例のアセス手続が適用されることとなりますが、経済産業大臣の判定を受けずに、引き続き、法アセス手続を開始することも可能となっております。つまり、道のアセス案件に該当する場合でも、法アセスを選択することができるということです。

以上が改正の概要でございます。

次に、今回の改正の背景と国の考え方についてです。

資料3-3をご覧ください。

1枚目は、環境影響評価法における風力発電所の取り扱いについてです。

国が風力発電事業の規模要件の見直しを行った経緯ですが、昨年、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現という宣言がございまして、その動きの中で、国では、有識者で構成する再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会を設置し、検討を行ったということです。そこで、環境影響評価法の対象となる風力発電所に係る規模について、他の事業との公平性の観点を踏まえ、第1種事業は5万キロワット以上、第2種事業は、3万7,500キロワット以上、5万キロワット未満との結論が出されたことが背景となります。

本日はこの規模要件の考え方についての詳しい説明はしませんが、資料3-4として、この検討会の報告書をつけておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

引き続き、この報告書の概要版である資料3-3を用いて説明いたします。

2 ページ目は、今回の改正後の動きですので、後ほど説明いたします。

まずは、今回の規模要件の設定の考え方についてです。

ページをめくっていただき、4 ページをご覧ください。

今回の見直しの発端は再生可能エネルギーの導入促進ではありますが、検討会では、他の事業との公平性の観点からの検討が行われております。

風力発電所が法対象に追加されたのは、平成24年、2012年10月からですが、対象とする際の規模要件を検討した2011年には、風力発電の環境影響評価に係る情報が十分でない状況にありました。現在は、この下の表にあるように、手続の事例が大変増えており、知見が充実してきましたことから、適正な規模を再検討したということです。

この資料を取りまとめた本年2月時点では、法の手続中の風力発電事業は302件となっており、これは手続中の事業総数の約9割を占めること、また、平成11年、1999年に法が施行されてからの法対象の事業総数は711件であり、そのうち約6割が風力発電所であるなど、風力発電所の審査件数が突出した状況となっております。

さらに、この表にはありませんが、報告書の本編では、法と条例の割合を見ると、ほとんどが法に基づく手続となっており、あまりにも法に偏っていること、また、他の事業と風力発電事業のアセスの実施状況のバランスが大きく異なっていることが指摘されております。

次に、5 ページからの規模設定の具体的な考え方に移ってまいります。

まずは、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍することとしたということで、その際に、環境影響評価を行う対象としては、規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業という法の考え方について、これまで積み重ねられてきた事例を踏まえ、風力に当てはめて、これまでの規模要件が著しく低いものであったことから、他の事業並みの基準にする必要があるとされたところがございます。

6 ページには、法アセスの事業ごとの規模要件についてまとめられております。

次に、7 ページの今回の規模設定に関する国の考え方についてです。

法アセスの対象とする規模については、面積100ヘクタールが基本線としてありますが、風力発電所の影響の範囲は、高さ、方向の空間利用があり、環境負荷が大きいと考えられることから、まず、より厳しい50ヘクタールを面積要件として設定した上で、今年2月時点までに評価書手続が終了した46事例について、面積と発電所の出力との関係を分析したところ、8 ページ目の図のように、面積50ヘクタールに相当する発電所の出力は約5万キロワットという結果になったということです。

参考までに、資料3-5として、これまで道内で行われた法によるアセス手続の事業とその内容等についてまとめております。道内では、評価書が確定する前に廃止されたものや、事実上中止となったもの、また、まだ手続の途中のものもたくさんありますが、これまで69事業が出てきているという状況です。

また資料3-3に戻ります。

続いて、9ページの経過措置の趣旨についてです。

国の検討会の議論の中で、風力発電の環境影響の程度は規模に相関する傾向があるということで、50ヘクタールに相当するものは5万キロワットとしたわけですが、それだけではなく、立地の状況に依拠する部分が多いという指摘もございました。

また、先ほど、風力発電のアセスはほとんど法で扱っているという話に触れましたが、他の事業では、地域の特性を踏まえ、条例で扱っている部分もありますことから、国では、条例における風力発電所の取扱いを整理することが必要と考え、経過措置として、自治体による手続の整理の時間として、来年9月30日までの移行期間を設けたということです。

以上が今回の改正の考え方となりますが、国の検討会では、今回決まった規模要件以外の事項についても指摘がありまして、今後、検討を行い、改めて措置されることとなっております。それが資料2ページの風力発電所に係る環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方というところになります。

これは、さきの風力発電の環境影響は規模だけで決まるわけではない旨の指摘と関連するところですが、①として、規模が大きくなるとも大きな環境影響が懸念される場合がありますことから、アセスの対象事業を環境影響の程度を考慮してふるいにかけて、幅広いスクリーニングの導入を検討すること、あるいは、環境影響の程度に見合った簡易かつ効果的なアセスメント手続の導入など、制度的な対応の在り方について具体的な検討を行い、来年度中に結論を得ることというのが一つです。

また、②として、合理的な環境影響評価を推進するというスコーピング機能の強化や、情報公開、事後調査に関すること、現行制度の運用面の在り方について今年度中の運用改善を図ることなど、今後の動きについても指摘があったところです。

以上で、今回の法で扱う風力発電所の規模要件の変更についての国の考え方などの説明は終了いたしますが、初めに申しましたとおり、道の条例で扱う風力発電所の規模をどうするかについては、今回ご説明しました国の考え方も踏まえ、次回の審議会でお示したいと考えております。

○**露崎会長** 資料3-4と資料3-5は参考ということによろしいですね。

○**事務局（石井課長補佐）** はい。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明について、自分も混乱しておりますので、分かりづらいところ、不明な点等々をただす意味でも、委員の皆様からご質問等をお願いしたいと思いますが、かなり多岐にわたりますので、幾つかのポイントに分けて、項目を絞りながら進めていきたいと思っております。

まず初めに、資料3-1、資料3-2の二つにあります改正の概要についてです。ここは今回改正があった規模要件や経過措置の内容についてであります。この点に関しまして、ご質問やご確認等はございますでしょうか。

○**澁谷委員** 直接、規模とか、そういうことではないかと思うのですが、例えば、規模を決めたのが、資料3-3にある50ヘクタール、5万キロワットというところです。

よね。

太陽光のときもそうだったのですが、基本的には土地の改変に関する事業だと思うので、面積で考えるのは基本だと僕は思っています。ただ、今日の二つの件もそうですが、陸上風力の場合は、みんなすごく大きく囲っていて、私は、どうしてこんなに大きいのだろうといつも感じているのですよね。事務局の方も答えられないかもしれませんが、これはどういう囲い方なのでしょう。国が検討した事業の46事例についても、同じように囲われて行われているのでしょうか。この面積をどうやって考えたらいいかというのは、個人的に全く分からないところですので、もしお答えできる部分があれば、答えていただければと思います。

**○事務局（石井課長補佐）** 風力発電事業の面積の考え方についてです。

今日も清陵風力等の2件がありまして、そこでは事業実施想定範囲をかなり広く囲っていましたが、正直、我々もどこで線引きをしているのか分かりません。ただ、これは、搬入等を含めて、土地を改変する可能性があるところを幅広に取っているということで、必ずしも事業に伴って手をつけるところだけをピックアップしているわけではないというのが一つです。

その上で、今回の50ヘクタールを出した根拠といいますか、出し方について、先ほどは詳しい説明を省いてしまいましたけれども、この面積をどう取ろうかというのは、国の検討会でも議論があったところです。風力発電所は、直線上や尾根上に配置されることが多いということで、その一つ一つの風車を線で結び、その両側50メートルずつ、要するに、幅100メートルが影響の範囲だと考え、全部の風車を結んだ線の延長と幅100メートルを掛けて、そこで出た面積と出力の関係を見たということです。

ですから、影響の範囲をどう取るのかというのはいろいろありますし、実際の発電事業になりますと、改変面積はもっと小さいのかなと思いますが、鉄道などでも、線路から両幅50メートルずつで考えているという経緯を踏まえ、今回はそういうやり方で面積を便宜的に出したということになっております。

**○澁谷委員** 今の説明はよく分かりました。ただ、例えば、今日の瀬棚の案件では、風車が全く建っていないところも囲われていたので、多分、それが面積に入っているはず。それは、将来的にもっと建てたいというのがあるのかもしれませんが、今のご説明の風車の左右50メートル幅で考えればいいということでは、多分、事業によって囲い方に随分違いが出てくるのかなと思います。

また、太陽光のときにも、意外と出力と面積の関係のばらつきが多いということがあって、私は、出力と面積の両方を要件に含めたほうがいいたらという意見を出したのを覚えています。非常にきれいなデータが出てくれば、我々としては楽なのですが、風車の面積と出力の関係をどう考えていいのかが分かりづらいなという個人的な感覚を持っています。多分、国並みに考えると、出力で物事を考えていく、判断していくという考え方になると思いますが、逆に言うと、出力と面積の問題がいつまでもついて回ることがあ

りますので、条例の案を考えるとときには、できれば面積の考え方を少し分かりやすく整理していただければ助かるなど思っています。

なかなか難しい問題かもしれませんが、その関係のばらつきが大き過ぎると、今度は考えようがなくなってしまうかもしれませんので、できる部分は整理していく必要があるのかなと思います。お願いいたします。

○**露崎会長** 私も同意ですので、要望として受け止めておいてください。

ほかにございますか。

○**大原委員** 私も面積の評価の仕方がよく分かりませんでした。例えば、ある生物にとって風車の影響があると考えたときに、建てたところだけであれば、とても狭いかもしれませんけれども、渡り鳥などの通り過ぎるものについては、相当面積を取らないと影響が評価できないと思うのです。

また、うろ覚えではありますが、ヨーロッパでは、風車が建ったことによる音の影響で、ライチョウが巣をつくらなくなったみたいなことが調べられたりしています。ですから、生き物の行動範囲と風車の関係が出てこない、影響の範囲の面積というのは出せないのかなと思ったのですが、そういったことは考慮されているのでしょうか。

○**事務局（石井課長補佐）** 先ほどの鉄道で左右50メートルずつというお話については、議論の中での話で、報告書にまでは書いていなかったかもしれないのですが、そこでも、音の影響の範囲等を考慮して、片側50メートルにしたということに触れられていたかと記憶しております。ただ、風力発電所については、特に音が遠くまで響くからという考慮はされていませんでした。

○**大原委員** 恐らく、風車が建つことにより、その環境が壊されるといけないので、環境アセスメントをするのだと思うのですが、その関係がよく分かっていないと、この面積というのは出せないのかなと思います。例えば、尾根なんかだと、相当の昆虫が風で吹き上がってきて、あそこにたまるので、その昆虫のほとんどが上の風車で殺されている可能性があります。風の吹き上げの関係というのはとても重要なかなと思っているので、面積の勘定の仕方がとても単純かなという気がしました。

○**露崎会長** 多分、50メートルにした科学的な根拠はないと思うので、国はどこから50メートルというのを持ってきたのか、調べていただけますか。

○**事務局（石井課長補佐）** はい。

○**露崎会長** 大原委員、それでよろしいですか。

○**大原委員** ありがとうございます。お手数をおかけいたします。

○**露崎会長** よろしく願います。

ほかに質問や確認事項はございますでしょうか。

自分からはもっとかわいい質問になってしまうかもしれません。

第1種が1万キロワット以上から5万キロワット以上、第2種が、7,500キロワット以上、1万キロワット未満から、3万7,500キロワット以上、5万キロワット未満

になったという話ですが、資料3-5の道内のアセス案件の一覧を具体的に新たな国の規模要件に当てはめた場合、第1種事業、第2種事業の数というのはどうなるのでしょうか。

**○事務局（石井課長補佐）** 法に風力発電事業が追加されて以降、道では、これまで69件の事業がございました。計画段階が進んでいくに従って、規模、出力等が変わっていくことも多々あるのですが、当初の計画の規模で見えていきますと、表の中ほどの事業の規模にあるように、新しい第1種事業の5万キロワット以上というのは47件ございます。新しい第2種事業の3万7,500キロワット以上、5万キロワット未満については4件で、約74%が新しい規定の第2種事業以上の規模となっております。今回の新瀬棚は1万2,000キロワットでしたが、近年は、風車の大型化に伴い、5万キロワット以上の大規模事業が多くなっているという傾向によるものです。

残りの3万7,500キロワット未満の26%の扱いとしては、道事業で第2種事業の規模の根拠としていた第1種事業の規模に0.5を乗じた、要するに、2万5,000キロワットは、単純に国が5倍にした場合に、道も全くそれに準ずる形で、今までどおりになるとすると、第1種事業が5万キロワットで、道の場合は、第2種事業はその半分ですので、2万5,000キロワットという数字が出てきます。

それを基準に考えますと、2万5,000キロワットから、国で面倒を見ない3万7,500キロワット未満が9件、それから、今の10月30日までの国の第1種事業の1万キロワット以上、2万5,000キロワット未満が9件となっているのですけれども、この表中の備考のところにはリプレースと書いているのがあります。これが8件あるのですけれども、この半数を超える5件が、今回の新瀬棚を含めて、1万キロワットから2万5,000キロワットの間に入っております。

**○露崎会長** ということは、新しいルールになっても25%くらいしか案件は減らないということですか。

**○事務局（石井課長補佐）** 減らないというより、道の条例案件に移ってくるということです。

**○露崎会長** 物すごい減るのかなと思っていたら、本質は変わらないという考え方もできないわけではないということですか。

**○事務局（石井課長補佐）** 条例の規模をどうするかというところにかかってくると思います。今の規模で見えていくとそうなるということでございます。

**○露崎会長** 条例の重要性がますます増しているのです、澁谷委員のようにどんどん意見を出していけば、いい条例になって評価ができるということになるのでしょうかね。

そのほかに、資料3-1、資料3-2に関して、ご質問等はございますか。

**○三谷委員** 質問なのですが、面積だけで決めてしまうのですか。どれだけ面積が小さくても、面積ではなくて、場所によって変わるのではないかと思うのですが、何で面積の規模だけで全部が決まってしまうような考え方になっているのでしょうか。

**○事務局（石井課長補佐）** 今回お示ししたのは、国の検討会での議論でして、道がこれ

を受けてどういうふうに考えていくかというのは、次回お示しする予定であります。

国が立地について全く考えていないのかということ、風力発電の環境影響の程度は規模に  
関する傾向もあるということで、資料3-3の8ページのところで、一応、相関が見ら  
れるところですが、そうは言いつつも、立地の状況に依拠する部分が大きいのことも  
同時に指摘されておりますので、その部分については、また資料3-3の2ページ目に  
戻りますけれども、今後は、そういう課題が宿題として残されているということになって  
おります。

○三谷委員 8ページ目の図は、横軸が出力で、縦軸が面積になっていますが、そもそも  
影響を評価するのですから、本当は影響の大きさをどこかで取らなければいけないのに、  
何でこれだけをぱっと出すのかなと思ったのです。それは、影響の大きさが指標化できて  
いないからなのか、事後評価をちゃんとしていないからなのか、どうなのですか。

○事務局（石井課長補佐）そこについては、あまり詳しく議論されておらず、単純に規  
模が大きくなれば影響も大きくなるだろうということ、まずは面積で考えてみたのでは  
ないかと考えております。この国の検討会の中では、個別の発電所でどういう問題があっ  
たか、立地についてどういう観点で問題があるのか、どういう検討が必要かということは  
検討されていないと承知しております。

○三谷委員 北海道でやる場合は、土地の自然度などを加えた上で、面積や規模を考えて  
いただければなと思いました。

○露崎会長 資料3-1、資料3-2に関しまして、ほかに確認事項等はございますか。  
（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ございませんでしたら、資料3-3に移りたいと思います。

1ページ目の取扱いについては、国はカーボンニュートラルや脱炭素社会の実現を目指  
す動きの中で検討を行ったとの経緯があり、具体的な検討の中身についても個別に説明さ  
れておりましたので、ここは先に進めたいのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 続きまして、2ページ目の環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方につ  
いては、説明にありましたように、適正なアセス制度の運用に向けた今後の在り方につ  
いての内容でありますので、後に回したいと思います。

○事務局（石井課長補佐）会長、白木委員が手を挙げています。

○白木委員 私はここに質問しようと思ったのですが、後に回すのならいいです。

○露崎会長 今でもいいですよ。

○白木委員 では、発言させていただきます。

先ほど、道の審議会では、次回から条例に関わる審議を始めて、今後、国が宿題をどう  
していくかについては、来年以降に持ち越されるということをおっしゃっていたと思いま  
す。さらに、資料3-3を見ると、スクリーニングの導入など、5万キロワット以下をだ  
しにして事業を出してくるような、いわゆるアセス逃れをどうやって防止するかというこ

とも今後検討していくという書き方をされておりますが、今のところ答えがなく、それは来年度に回答が得られるということでありました。ただ、そういったことは、道の条例をどうするかを考えるときに、非常に重要な知見になってくると思うので、事務局としてはその辺りをどのように考えられているのか、教えていただければと思います。

○事務局（石井課長補佐） 国からは、移行期間である来年の9月30日までに、都道府県、政令指定都市で、今回の規模要件の変更に伴う対応を考えてくださいと言われていた中で、国は、来年度中に次の結論を出すということで、正直、時間的に合わないと思っておりますが、国ではそういうスケジュールになっているということです。

○白木委員 要するに、適切な措置が取られるか分からない、あるいは、スクリーニングの制度が導入されるか分からない状態なので、私の個人的な意見としては、よいほうを考えて道の条例を考えていくのではなく、国が効果的な制度を導入できなかった場合を考えて条例づくりをしていったほうがよいのかなと思えました。最後はコメントです。

○露崎会長 大いに参考にしようお願いいたします。

それでは、2ページ目については、改めて後に回したいと思います。

次に、4ページに移ります。

今回の見直しでは、アセスメントにおきまして、風力発電所がほかの事業と比べて確かに突出しているのですが、法と条例を扱う件数を見ても、法に著しく偏っていることから、ほかの事業との公平性、バランスを取る必要があるという指摘があったというのが、こういうことになった理由の一つのようです。その点に関しまして、ご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 澁谷委員が笑っておりますが、恐らく、これは何か違うよねというのが大半の意見だと思いますので、よろしくお願いいたします。

4ページは置いておいて、5ページ目に移ります。

法律で言いますと、規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業の要件として、今回、改正のありました規模要件の根拠が幾つか示されています。新たな規模要件を導き出した考え方について、重複しても結構ですので、今までの議論も踏まえて、何か指摘したい事項がございましたら、改めてよろしくお願ひします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 この件に関しましては、今までの話の中でも大体出てきておりますので、それを整理すればいいのかなと思ひます。

それでは、議事を進めたいと思ひます。

9ページに移りまして、これが当面なのでしょうけれども、経過措置についても、今まで出た意見の重複になっても結構ですので、確認や意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

○澁谷委員 この委員をやっている、これを聞くのはまずいかなと思ひますが、現在の

風力発電に関する北海道の条例の内容はどのようなふうになっているのでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 条例についても、法律と同じように第1種事業と第2種事業がありまして、考え方も全く同じです。

風力の場合、第1種事業は、法律と同じように1万キロワット以上としており、第2種事業は、法では第1種事業の4分の3ですけれども、条例では、2分の1以上と少し幅広に取って、5,000キロワット以上としているところです。法と条例の第1種事業の規模が同じであれば、条例の意味がないのではないかと思われることもあるやに思いますけれども、実は、法の対象というのは、事業認可も含め、許認可や補助金等の関係で、国の関与がある事業に限っているのですね。これは電力事業では想定されないことですが、国の関与がなく、特に許認可等の手続もなくできるものについては、規模以上でも法アセスの対象にならないため、そういうものは条例で対応するという考えを持っております。

また、第2種事業については、地域性も考えて、国よりも少し幅広く影響を見たほうがよいであろうということで、第1種事業の50%以上と設定しております。

○澁谷委員 国の施行令は、もう改正されてしまっているもので、移行期間が示されているのですね。そうすると、道の条例との関係が出てきて、移行期間に関しては、しばらくの間、道の条例も厳しい規則になってくる可能性があるのですが、そういう場合は道の条例に従っていただくという考え方になるということでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 基本的にはそうです。資料3-2の1枚目の施行日以後という真ん中のところですが、7,500キロワット以上、3万7,500キロワット未満については、今回、10月31日をもって法の対象から外れることとなります。ただ、この中でも、特に1万キロワット以上のものは、道の第1種事業に必ずひっかかりますが、その場合でも、事業者が条例より法の手続のほうが良いということであれば、法アセスの手続を行うことが可能となっております。基本的には条例が適用されるのですが、裏面の2の②に法アセスの手続を行うことが可能と書いてあるように、法でやってもいいという経過措置になっています。

○露崎会長 そのほかにございますか。

○白木委員 ここで聞くことかよく分からないのですが、道の条例をどうするかというのは、規模や面積ではなく、定性的な尺度で決めることは可能なのですか。例えば、立地条件というのは難しいかもしれないので、保護区に含まれているとか、IBA、あるいは、EADASのA3以上に含まれるとか、植生自然度10以上の場所を含むとか、そういった定性的な点から対象事業を決めることは可能なのでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 資料3-3の5ページ目の（4）検討会報告書（概要）の四角囲みの上のところで、「現行の法においては、『規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業』」という言葉が使われているように、事業者負担という考え方から、何でもかんでもアセスの対象にはしていないのです。これは条例も同じなのですが、その著しい環境影響のおそれ、規模が大きいというのはどの程度からなのかというところが議論の

スタートでありまして、そもそものアセスの考え方とそういうものに立っているということでございます。

○白木委員 そもそものアセスの考え方がそういうものというのは、定量的に示される規模であるということですか。

○事務局（石井課長補佐） それはついて回るということです。

○白木委員 条例でも決まりとしてそういう書き方がされているのですか。

○事務局（石井課長補佐） そうです。

○白木委員 そうすると、立地条件等で考えていくという尺度を入れるのは難しいということですね。

○事務局（石井課長補佐） そこで著しい環境影響のおそれがあるところをどう考えるかということになるのでしょうかけれども、規模を全く無視してということにはならないということですか。

○白木委員 例えば、7, 500キロワット以上で、立地的に何らかの問題がある場所であれば可能ということですか。

○事務局（石井課長補佐） それは、第2種事業の考え方にもつながるお話だと思います。第1種事業は、有無を言わず、アセスをやらせるということなのですが、第2種事業については、まず、著しい環境影響がありそうかどうかを検討してから、アセスをやらせるやらせないという判断をするので、そういう観点から言うと、どういう場所ならやらせるのが適当だという考え方というのは当然あると思います。

○白木委員 先ほど私が言ったようなことは可能であるということですか。

○佐々木環境計画担当課長 補足させてください。

まず、第1種事業については、今申し上げましたとおり、規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業を捕らまえるものであり、規模で算出することとなります。一方で、第2種事業については、道条例において、第1種事業の規模に満たないものとして位置づけされており、これはアセスに該当しますか、しませんかという形で事業者から上がってくるものについて、我々がアセスの要否を判断するものとなります。

その第2種事業の判定の基準の中には、例えば、今おっしゃっていただいたように、鳥獣保護区に該当していて、それらに影響があるもの、また、自然が豊かなところで、それらに影響があるものといった要素の中で判定しているケースがございます。つまり、我々としては、まず、影響があるところについて、規模要件として考えていかなければいけないのですが、例えば、それでも第2種事業に該当した場合は、白木委員がおっしゃっていただいたように、自然度を勘案して、アセスを要するか要さないかといったケースも出てくるかと思っております。

○露崎会長 そのほかにごございますか。

○大原委員 条例が変わった後は、3万7, 500キロワット以下のものは条例でやるので、場合によってはアセスなしということもあると思うのですが、今言ったように、国立

公園や国定公園、自然保全地域みたいな指定がしてあれば、そういうところは当然手をつける、あるいは、アセスをやらなければいけないという認識だというお話だったと思います。ただ、僕は、網がかかっていなくても自然度が高いところをかなり認識しているのですが、道としては安全だとお考えなのでしょうか。要するに、今までは、そういう網がかかっていなくても重要なところがあるので、アセスをしないといけないという態度だったと思うのですが、それがアセスなしで進んでしまうと、壊されてしまうわけですよね。ですから、網を十分にかけているから進めてもいいのだというふうに考えないと、とても不安だと思うのです。

また、北海道、東北は風力発電事業がかなり多いので、まさに私たちが当事者になると思っています。ですから、そこは危機感を持っていないといけないのかなと思いますので、この規模なのにアセスなしで本当に大丈夫なのか、道庁の自然保全の認識を聞きたいです。

**○事務局（石井課長補佐）** そこは次回に関わる部分でもありますが、基本的な考え方としては、事業に係る環境影響について、自然環境に限らず、必要な配慮を求めていくということです。風力に限って言いますと、まさにエネルギーの導入と環境保全のバランスをどう取っていくのかということになります。社会の動きとして、再生可能エネルギーの導入を促進していかなければ我々の社会自体が成り立たなくなっていくという流れがありますので、当然、このアセス制度をきちんと適用させていかなければならないと考えております。ただ、そのバランスがどこなのかということについては、まさしく委員の皆様方にこれから検討いただきたいと考えているところです。

**○露崎会長** ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

**○露崎会長** ございませんでしたら、幾つかオーバーラップしていると思いますので、そのときに聞いていただければと思います。

それでは、少し戻りまして、資料3-3の2ページ目の適正な制度及び運用のあり方に移りたいと思います。これは今までの議論でも既に出ていました。今回の改正は規模要件のみとなっていますが、現在、スコーピング機能の強化により合理的な環境影響評価を推進すること、制度としてのより幅広いスクリーニングの導入、簡易かつ効果的なアセスメント手続の導入などが検討されているとのことです。これらに関しまして、ご意見やご質問等はございませんか。

**○渋谷委員** これは、露崎会長が後回しにしたので、後でやるのだろうと思っていたのですが、既に先ほどから議論されていましたね。

より幅広いスクリーニングの導入について、先ほどから議論がされていましたが、ここには、規模要件だけではなく、重要なところはちゃんとアセスをしてくださいということのはっきり書かれていますので、まず、それは当然のこととして考えるべきだろうと思います。

重要なのは、大きな環境影響が懸念される事業ですよね。ここの考え方はしっかり整理

すべきところだと思いますし、次回以降、我々と事務局が考えていかなければいけないところなのだろうと思います。

また、これは条例に書くのか、その辺のことは僕も分かりませんが、要は、この委員会の内規みたいなものとして置いておいてもいいと思うのですね。当該の地域におけるあるものが占める面積が10分の1以上という目安をある程度置いておいたほうが物事は考えやすいのかなと思うので、その辺りを整理していく努力が必要になってくるのかなと思っています。そのときに、植物の場合は動かないので分かりやすいのですが、動物の場合は、どう考えていいのか、私は素人なので何とも言えません。ただ、そういう考え方が必要なと非常に強く思っていますので、もし可能でしたら、事務局で原案みたいなものを少しもんでいただければ、議論がしやすくなるのかなと思います。

○露崎会長 可能でしょうか。

○澁谷委員 皆さんからいろいろ意見を聞きながら整理するのもいいかと思います。

○露崎会長 今回はブレインストーミング的な部分もあると思いますが、内規というのは作成可能なのですか。

○事務局（石井課長補佐） 私は具体的なイメージが湧かなかったものですから、もう少しご議論をいただいてからかなと思っています。

○露崎会長 承知いたしました。

もうどこを聞いてもいい状態になっていると思いますが、そのほかにございませつか。この話については、次回、さらに深まると思いますが。

○白木委員 小さな規模のものについては、例えば、アセス要件から漏れたら、住民への周知というのはなくなってしまうのですか。

○事務局（石井課長補佐） アセス制度の中には、住民への説明会というプロセスも入っておりますし、事業計画が上がったときには、当然、公告という形で図書が縦覧できるようになります。アセスの制度にかからないものについては、一応、業界団体から自主アセスを促しているところであり、その中で地元への説明もうたわれておりますが、それが保障されるかということ、事業者任せになっているところです。

○白木委員 第2種事業の場合に、住民への周知はどのようなのでしたか。アセスが決まってからということでしたか。

○事務局（石井課長補佐） そうです。第2種事業については、判定した結果、アセスが必要となった場合は、アセスの一連のプロセスが始まり、アセスが要らないとなった場合は、事業者任せになるということです。

○白木委員 それでは、今、太陽光などもそうですが、住民には知らされずに、気がついたらいつの間にか建っている的な感じになってしまう可能性があるということですね。

○事務局（石井課長補佐） そうです。

○露崎会長 まとめの部分でもいいと思いますので、ほかにございませつか。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** 法改正に係る国の考え方などについて、一通り、事務局からの回答等を受けましたが、改めまして、全体について何か確認したいこと等はございませんか。

○**澁谷委員** これは私の知識がないだけなのですが、例えば、資料3を見ますと、陸上アセスでも、単機で2,000キロワットから6,000キロワットぐらいまで大きさの違いがあります。この大きさの違いによってどういう影響の違いが生じてくるのか、分かることがあれば、教えていただければと思います。なかなか難しいかと思うのですが、やっぱり単機の大きさによって違う考え方をしなければいけない部分があるかもしれませんよね。高さやブレードの大きさが違うのは分かるので、それ以外に環境影響の大きさとして分かる部分があれば、次回、教えていただければと思います。

○**事務局（石井課長補佐）** 今、分かる範囲でお答えいたします。

単機の規模については、2,000キロワットから、最近では4,300キロワットがメインになってきています。洋上はもっと大きいのですが、アセスの制度が始まる前は、1,000キロワットくらいが多かったので、時代とともにどんどん大型化してきており、これは単に供給側の話になりますが、小さいものは生産されなくなってきているという事情があります。

では、1,000キロワットの時代からどんどん大きくなってきていて、影響はどのようなのだというところです。騒音については、実は、技術の向上というのかもしれませんが、規模が大きくなったからといって、それに比例して影響が大きくなっているわけではないという資料があるそうです。詳しいものについては、次回、ご用意したいと思います。

○**露崎会長** ほかにございませんか。

○**白木委員** 累積的影響について確認したいことがあります。

これまでは、累積的な影響を考える場合に、隣接する小型の風車、例えば、衝突事故が起こっているような小型風車であっても、アセス要件ではないということで、累積的影響を考慮する対象に入れることができなかったわけですね。今回、法改正により5万キロワット以下がアセス対象に入らなくなると、5万キロワットまでの既存の風力発電施設は累積的影響の対象に入らなくなってしまうのでしょうか。

○**事務局（石井課長補佐）** 私の理解が足りない部分もありますが、単体事業で5万キロワット未満であると、少なくとも国の第1種事業からは外れるので、第2種事業で拾われな限り、累積的影響について考慮される機会がなくなるということになります。

○**白木委員** 話が伝わっているか分からないのですが、私が言っているのは新規事業ではなく、新規事業で累積的影響を評価する場合に、隣接する既存の風車群も含めた累積的影響を検討しており、その場合に、アセス対象ではない風車群というのは、影響を考慮すべき既存の風車としてみなされなかったわけですね。そのため、要件が上がってしまうと、さらに5万キロワット未満の既存の風車群もアセス対象ではなくなり、累積的影響の検討対象から除かれてしまうのかという意味で伺ったのです。

○事務局（石井課長補佐） 累積的影響については、相手の事業者の協力等もあつてのことですし、アセスをやっているならば、少なくともそれなりに資料はあると思いますので、累積的影響を評価しやすくなるという面があります。ただ、アセスをやっていないから累積的影響を全く評価しなくていいかという、そうではないと考えております。

○白木委員 これまでは、法的にアセス対象でないものは累積的影響の対象とする既存の風車群として入れられないということで、検討対象からははずされていました。小型風車は法アセスの対象でないから累積的影響評価には入れられないということだったのですが、入れられるのですか。その辺がはっきりしないのです。

○事務局（石井課長補佐） 入れられないという決まりはないと私は思っています。

○白木委員 今までの事務局の説明だと、小型風車群は入れられないというような話をされていませんでしたか。

○事務局（石井課長補佐） これは想像になりますし、恐らく、資料も含めて、なかなか協力が得られにくいからということだと思うのですが、少なくとも、アセスをやっていないから累積的影響から外していいという決まりはないと考えています。

○白木委員 そのように理解いたします。

○露崎会長 全体を通してでもいいと思いますので、そのほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 最後に確認しておきたい点がございましたら、挙手をお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、事務局から、今後の進め方について連絡をお願いします。

○事務局（石井課長補佐） 規模要件の変更につきまして、活発なご議論をありがとうございました。

先ほどもご説明いたしましたように、今回は、国の改正の背景と考え方についてご説明し、道が対応する時にはどう考えたらいのかというご意見を皆様からたくさん賜りましたので、次回は、それに対する道としての考え、対応なども示しながら、どうしていったらいいのかという具体的な案を出したいと考えております。

○露崎会長 それでは、最後になりますが、ご質問やご発言、連絡等がございましたら、挙手をお願いします。

○大原委員 議会、あるいは、検討会の報告書の最後のほうにもここは建てていいのだというゾーニングのことが出ていましたが、何か考え方があれば、ぜひ教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（石井課長補佐） アセスの部局として、現在、ゾーニングについて具体的に検討していることはありません。議会では、ゾーニング、直接ということではなく、別の法律になるのですけれども、今後、再生可能エネルギーの導入を促進する区域を、温対条例の中で検討していきます。そこで、守っていくというよりも、むしろ、この場所では、風力発電ほか、再生可能エネルギーの導入を進めていきます、そのための条件が比較的整

っているということでのゾーニングという意味合いで答弁をしたと考えております。ですから、道では、今のところ、ここに建ててはいけないというゾーニングについて検討しているわけではございません。

○大原委員 検討会の報告書を見ると、環境への影響が小さいと想定される地域への立地誘致策として、ゾーニング手法となっていますので、建ててはいけないところと建てていいところの両方があると思うのです。先ほど、エネルギー問題と環境とのバランスを取らなければいけないというお話があったのですが、私たちが議論するときに、道としてどれだけのエネルギーと環境の関係を持っているのかという大雑把なところが分かると議論がしやすいと思うのですね。当然、どんどん建てていいということではないと思うのですが、どの程度の風車があったらいいのかというゴールがないまま、どんどん要求だけが来て、許可するのかもしれないのかということをやっていると、環境がとんでもないことになってしまうのかなと感じています。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、これもちまして、本日の議事は終了しました。

事務局から連絡事項がありますので、よろしくお願いします。

○事務局(石井課長補佐) 皆様、本日は、3件の議事について、活発なご審議をどうもありがとうございました。

先ほど申し忘れたのですが、この制度の見直しについては、本日を含め、4回程度のご議論をいただく予定となっております。先ほど来申し上げておりますとおり、次回は、本日の議論の結果を踏まえ、道の見直しの考え方を提示させていただき、議論を進めていきたいと考えております。ご審議をいただいた後は、議会やパブリックコメントなどを経て、経過措置の期限が切れる来年9月末までに必要な対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

それでは、次回の審議会の予定になります。

次回の令和3年度第5回の審議会は、11月中旬頃に、札幌市内での開催を予定しております。今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により、オンライン開催とするなど、開催方法を変更することもあるかもしれませんので、ご了承いただきたいと思っております。

日時と詳細が決まりましたら、ご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

また、冒頭の課長の挨拶の中でも紹介がありましたが、三谷委員には長らく委員として参画していただいていたまいりましたが、今日をもってご退任という意向をいただきました。審議会の委員としては今日が最後のご参加となりましたので、三谷委員から一言、ご挨拶をいただければと思います。

○三谷委員 10月15日付で北海道大学を退職し、京都大学の野生動物研究センターに異動になったため、この環境影響評価委員を辞することになりました。これまで長い間、ありがとうございました。

北海道は、本当に自然が豊かなところなので、この自然とずっと共存できるようにして  
いただきたいなと思います。遠くからですが、陰ながら応援しています。

○事務局（石井課長補佐） どうもありがとうございました。今後も、洋上風力の案件に  
ついて、アドバイスをいただきたい点が出てくるかと思しますので、ご協力をいただけれ  
ばと思います。

また、三谷委員の後任については、今、委嘱の手続中ですので、次回の審議会から新し  
い委員が加わる予定となっております。

事務局からは以上でございます。

#### 4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了します。

今日は、長い時間、お疲れさまでした。

以 上